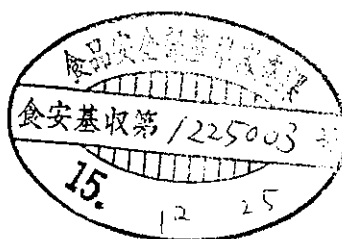


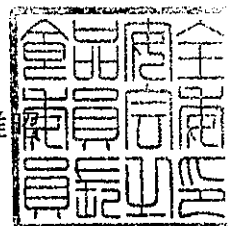


府食第439号
平成15年12月25日

厚生労働大臣
坂口 力 殿



食品安全委員会
委員長 寺田 雅



ノバルロンに係る食品健康影響評価の結果の通知について

平成15年10月29日付け厚生労働省発食安第1029001号をもって貴省より当委員会に対し意見を求められたノバルロンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

なお、農薬専門調査会において各種試験結果概要及び評価結果をまとめた評価書を添付します。

記

ノバルロンの一日本摂取許容量を0.011mg/kg体重/日と設定する。

農薬評価書

ノバルロン

2003年12月24日

食品安全委員会農薬専門調査会

<検討の経緯>

- 2001年11月28日 農薬登録申請
2003年10月29日 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
2003年11月6日 食品安全委員会（要請事項説明）
2003年11月12日 農薬専門調査会
2003年11月20日 食品安全委員会（報告）
2003年11月20日より12月17日 国民からの意見聴取
2003年12月24日 農薬専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告

<食品安全委員会委員>

- 寺田雅昭（委員長）
寺尾允男（委員長代理）
小泉直子
坂本元子
中村靖彦
本間清一
見上 彪

<食品安全委員会農薬専門調査会専門委員>

- 鈴木勝士（座長）
廣瀬雅雄（座長代理）
石井康雄
江馬 眞
太田敏博
小澤正吾
高木篤也
武田明治
津田洋幸
出川雅邦
林 眞
平塚 明
吉田 緑

I. 評価対象農薬の概要

1. 用途

殺虫剤

2. 有効成分の一般名

和名：ノバルロン

英名：novaluron (ISO名)

3. 化学名

IUPAC

和名：(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]
-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア

英名：(RS)-1-[3-chloro-4-(1,1,2-trifluoro-2-trifluoromethoxyethoxy)phenyl]
-3-(2,6-difluorobenzoyl)urea

CAS(No.116714-46-6)

和名：N-[[[3-クロロ-4-[1,1,2-トリフルオロ-2-(トリフルオロメトキシ)エトキシ]
-フェニル]アミノ]カルボニル]-2,6-ジフルオロベンズアミド

英名：N-[[[3-chloro-4-[1,1,2-trifluoro-2-(trifluoromethoxy)ethoxy]
-phenyl]amino]carbonyl]-2,6-difluorobenzamide

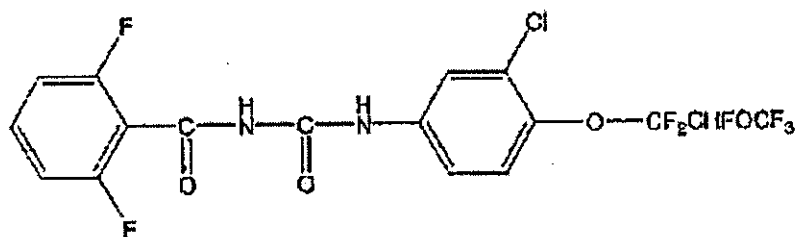
4. 分子式

$C_{17}H_9ClF_8N_2O_4$

5. 分子量

492.7

6. 構造式



7. 開発の経緯

本剤はジフルベンゾイルウレア系の殺虫剤であり、鱗翅目 (Lepidoptera)、甲虫目 (Coleoptera)、半翅目 (Hemiptera) 及び双翅目 (Diptera) に属する様々な昆虫の幼虫に対し防除効果を発揮する。

諸外国では南アフリカ、アルゼンチン、オーストラリア等で食用農作物に登録がなされており、2001年9月に米国において花卉類に対する害虫防除として登録が認可されている。

本剤は2001年11月に(株)エス・ディー・エス バイオテック(以下「申請者」とする。)より農薬取締法による登録申請がなされている。(参照1)